

当医院からのご案内

●当院は、厚生労働省東北厚生局に指定をうけた保険医療機関です。

●個人情報保護法を順守しています。

●新しい義歯（取り外しができる入れ歯）を作るときの取り扱いについて。

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より 6 ヶ月以上を経過していなければなりません。
他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

●当院では診療情報の文書提供に努めています。

菅デンタルクリニック
(電話番号 0197-62-8202)

診療時間：月・火・水・金曜日：AM9時～12時
PM2時～6時

土曜日：AM9時～12時
PM1時30分～4時

(いずれも最終受付30分前)

管理者（院長）：菅 徹也

歯科医師：菅 徹也

歯科医師：阿部 美和子

当医院からのご案内

▼当医院は、以下の項目の施設基準等に適合している旨、厚生労働省東北厚生局に届出を行っています。

- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ
- 医療DX推進のための体制整備（医療DX推進体制整備加算）
- 明細書発行体制（レセプト電子請求をする医療機関）（明細書発行体制等加算）
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 手術用顕微鏡加算
- 歯根端切除手術
- 口腔粘膜処置
- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科技工との連携1・2（歯科技工士連携加算1・2）
- 光学印象
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 歯周組織再生誘導手術
- 歯科CAD/CAM冠及び歯科CAD/CAMインレー
- 口腔機能管理体制強化のための実地指導料（口腔機能実地指導料）
- 歯科技工士ベースアップ評価料
- 歯科外来診療感染対策加算1・3

連携先保険医療機関名
・ 岩手県立中部病院

連携先電話番号
Tel 0197-71-1511

医療安全に関する詳細

- 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が配置されています。
- 複数名の歯科医師又は歯科医師と歯科衛生士がそれぞれ１名以上配置されています。
- 医療安全管理者が配置されています。
- 患者さんに安心安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具等を有しています。
自動体外式除細動器（AED）、経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素供給装置、
血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置、心電図計
- 診療における偶発症等緊急時に対応できるように、「岩手県立中部病院」と事前の連携体制が確保されています。
- 次のいずれかを満たしています。
 - ・歯科ヒヤリハット事例収集等事業に登録し、継続的に医療安全対策に関する情報収集を行なっています。
 - ・発生した医療事故、インシデント等を報告、分析しその改善を実施する体制を整備しています。

令和７年　７月　７日

院長　　菅　徹也

一般社団法人 岩手県歯科医師会

感染対策に関する詳細

- 複数名の歯科医師が配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けたものが1名以上配置されています。
- 院内感染管理者が配置されています。
- 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごとに歯の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を整備しています。
- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な感染症対策を行っています。
- 感染症の患者さんに対する歯科診療について、診療体制を常時確保しています。
- 院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を受けています。また職員に対しても同様の研修を行なっています。

令和7年 7月 7日

院長 菅 徹也

一般社団法人 岩手県歯科医師会

口腔管理体制に関する詳細

- 複数名の歯科医師又は歯科医師と歯科衛生士がそれぞれ 1 名以上配置されています。
 - 歯周病安定期治療、歯周病重症化予防に関する治療を行なっています。
 - エナメル質う蝕管理、根面う蝕管理を行なっています。
 - 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な感染症対策を行っています。
 - 感染症の患者さんに対する歯科診療について、診療体制を常時確保しています。
 - 院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を受けています。また職員に対しても同様の研修を行なっています。
 - 口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の患者さんの管理を行なっています。
-
- 歯科疾患の重症化予防に関する継続管理や、高齢者、小児の心身の特性及び緊急時対応等に関する研修を受講しています。また、研修を受けた歯科医師は以下の項目に該当します。
 - ・ 自治体が実施する事業に協力している。
 - ・ 歯科診療特別対応加算 1、2 又は 3 を算定した実績がある。
 - 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごとに歯の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を整備しています。
 - 患者さんに安心安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具等を有しています。

自動体外式除細動器（AED）、経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素供給装置、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置、心電図計

令和 7 年 7 月 7 日

院長 菅 徹也

一般社団法人 岩手県歯科医師会

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、令和7年7月7日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和7年7月7日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

令和7年 7月 7日

院長 菅 徹也